



## 社会福祉協議会から

### 第30回ふれあい福祉まつり



市民交流やボランティアグループ・福祉団体の活動紹介（発表）などを通して、福祉への理解と関心を深めていただき、ふれあい福祉まつりを行います。楽しいイベントが盛りだくさんです。ぜひ、お越しください。

▼日時 10月18日(日)午前10時～午後3時（小雨決行）／会場 福祉センター

※駐車場に限りがあります。車での来場はご遠慮ください。

内容 模擬店・舞台発表・ボランティア体験コーナー・小物販売など／主催 第30回ふれあい福祉まつり実行委員会／主管 羽村市社会福祉協議会／後援 羽村市

●問合せ 社会福祉協議会 ☎ 554-0304

## 官公署などから

### 国民年金保険料の後納制度

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日で終了しました。

10月1日からは3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」になりました。

通常、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を過ぎると保険料を納め直すことができませんが、「後納制度」により過去5年以内に納め忘れた保険料を納めることができます（すでに老齢基礎年金を受給している方は対象となりません）。

過去5年以内の納め忘れた保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、保険金の受給ができなかつた方が、年金受給資格を得られたりする場合があります。

「後納制度」の利用には年金事務所での事前申込みが必要です。詳しくは、問い合わせ

てください。  
●問合せ 青梅年金事務所 ☎ 0428-30-3410

ル ☎ 0570-011-050

法テラス巡回無料法律相談

法テラスと東京三弁護士会（東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会）多摩支部の共催で、弁護士による無料法律相談（予約制）を行います。

▼日時 10月31日(土)午前9時～午後0時40分（1人30分以内）／会場 羽村市役所1階市民相談室／定員 10人

●申込み・問合せ 10月1日（先着順）

（木から、電話または直接羽村市広報広聴課市民相談係内199へ（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時）

### 行政書士会無料相談会／行政書士は、暮らしと事業のアドバイザー

10月は、「行政書士制度広報月間」です。活動の一環として、相続・遺言・契約・各種認可などの手続き・書類作成

の相談を、東京都行政書士会多摩西部支部会員が無料で受け付けます。

■10月の相談日 10月15日(木)  
◆総務省東京行政評議事務所による相談 東京一日合同行政相談所

☎ 0570-090110(PHS・IP電話からは03-363-11100) FAX 03-5331-1761

「行政苦情110番」

10月19日(月)～25日(日)は「行政相談週間」です

「行政相談週間」は、行政相談（委員）制度を国民の皆さんに広く周知し、制度を利用していただくために設けられたものです。

国や特殊法人の仕事などに関する苦情や要望を、総務大臣から委嘱された「行政相談委員」が無料で受け付けます。

※「行政苦情110番」では、相談内容を正確に把握するため、通話を録音させていただいています。

※Eメールでも相談を受け付けています。詳しくは、総務省ウェブサイトをご覧ください。

### 行政書士会無料相談会／行政書士は、暮らしと事業のアドバイザー

10月は、「行政書士制度広報月間」です。活動の一環として、相続・遺言・契約・各種認可などの手続き・書類作成

場合があります。

●問合せ 羽村市広報広聴課 ☎ 03-3987-0229

市民相談係内192